

平成30年度技能講習等のお知らせ

一般社団法人福島県労働基準協会

〒960-8035 福島市本町5-8 福島第一生命ビル2F

TEL024-522-6717

FAX024-522-6724

<http://www.fukurou.or.jp>



労働安全衛生法に基づく福島労働局長の登録教習機関として、下記のとおり開催いたします。
実施要項のダイレクトメールでの送付は原則として行いませんので、ホームページ等をご活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、要項のFAX・郵送での送付をご希望の場合は、当協会へご連絡願います。

記

1. 実施要項について

- ① 「平成30年度技能講習等予定表」及び「要項」は当協会のホームページに公開いたします。

<http://www.fukurou.or.jp>

- ② 希望会場の実施要項をプリントアウトのうえ、ご利用願います。

《PDF型式》受講申込書をプリントアウトし、手書きでご記入願います。

《Word型式》受講申込書にWordで入力もできます。

- ③ ホームページから直接申込もできます。

【講習会のご案内】→【インターネット申込受付】

注「プレス機械作業主任者」「乾燥設備作業主任者」及び「能力向上教育」は、

郵送又は持参となります。インターネット・FAXでの申し込みはできません。

2. 受付方法について

原則として各講習会の5週間前の受付開始日より受付を開始いたします。

※【インターネット申込優先受付】について

インターネット申込の場合、受付開始日の前日(土日祝日は除く)AM9:10より優先的に受付を開始いたします。

(インターネット優先受付は定員の半数を上限といたします。定数を超えた場合は終了いたします。)

《衛生管理者試験受験準備講習会の受付方法変更について》

- ① 各講習日の5週間前の受付開始日より受付を開始いたします。

- ② テキストは原則として講習会当日会場でお渡しいたします。

3. テキスト代の改定について

テキストの改定に伴い、「石綿」の定価が変更になっておりますので、ご注意願います。

※他のテキストについても、年度の途中で変更になる場合がございます。

平成30年度 技能講習等の内容

《作業主任者とは》

事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする作業については、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の労働省令で定める事項を行わせなければなりません。

作業主任者は、労働局に登録した機関が行う技能講習を修了した者等から選任する必要があります。

当協会は、福島労働局の登録教習機関として、以下の技能講習を実施しています。

※厚生労働省令により定められた全科目を受講し、修了試験に合格した者に修了証が交付されます。

技能講習	作業の内容	受講資格
プレス機械 作業主任者	動力により駆動されるプレス機械(プレスブレーキも含む)を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業。	あり ※従事経験
乾燥設備 作業主任者	次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業。 ①乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1 m ³ 以上のもの ②乾燥設備のうち、①の危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時10kg以上、液体燃料にあつては毎時10 l 以上、気体燃料にあつては毎時1 m ³ 以上であるものに限る)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が10kW以上のものに限る)	あり ※従事経験
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	特定化学物質・四アルキル鉛等を製造し又は取り扱う作業。	なし
石綿作業主任者	石綿を使用した建築物や設備の解体・石綿除去作業。	なし
鉛作業主任者	鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く)に係る作業。	なし
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	酸素欠乏危険場所(酸素欠乏症や硫化水素中毒にかかるおそれのある場所に限る)における作業。	なし
有機溶剤 作業主任者	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他労働省令で定める場所において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、労働省令で定めるものに係る作業。	なし

《受験準備講習会とは》

常時50人以上の事業場(すべての業種)では、「衛生管理者免許」を有する者から衛生管理者の選任が必要です。

免許試験の合格率アップを目標に、専門のテキストと問題集を活用して、受験対策の講習会を開催しております。

※免許試験受験申請書の配布も行います。

第1種衛生管理者	農林水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業で選任が必要。	※免許試験の受験には実務経験が必要
第2種衛生管理者	上記以外の業種で選任が必要。	

《能力向上教育(定期教育)とは》

労働安全衛生法に基づく「労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」により、作業主任者の能力向上を図るための教育を行うよう努めることとされております。(おおむね5年毎が望ましい)

※平成26年の大幅な法改正をふまえ計画しましたので、積極的に受講願います。

有機溶剤作業主任者 能力向上教育	「有機溶剤作業主任者技能講習」を修了して5年以上経過した者。
特定化学物質作業主任者 能力向上教育	「特定化学物質等作業主任者技能講習」・「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了して5年以上経過した者。

《その他の教育》

除染等業務 作業指揮者教育	東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染する作業について、被ばく管理等作業の安全衛生管理担当者として、一定の教育を受けた作業指揮者の選任が必要です。	除染等業務特別 教育を修了した 者
化学物質のリスクアセスメントに関する講習会	労働安全衛生法で義務づけられている化学物質に関するリスクアセスメントの実施方法等に関する講習です。グループ演習等で具体的な実施方法を研修するなど実際の内容です。	
管理監督者・ 労務担当者講習会	労務管理の管理監督者及び労務担当者向けに、労働基準法、労働安全衛生法、労災保険法やその他の関係法令に関する労務管理の要点・留意事項、最近の法改正の動向等について解説するとともに、具体的な事例に基づき講習を実施するものです。	
安全管理者研修会	安全管理者や安全衛生推進者等事業場で安全管理を担当している人を対象に、法改正等安全行政の最新の動向の解説、安全管理の専門家による講演等、安全管理水準の向上を図る研修です。参加型形式(グループ討議等)も取り入れた内容となっております。 ※H31年2月7～8日開催 会場 飯坂ホテル聚楽	
衛生管理者研修会	衛生管理者や安全衛生推進者・衛生推進者等、事業場で衛生管理を担当している人を対象に、法改正等衛生行政の最新の動向の解説、衛生管理の専門家による講演等、衛生管理水準の向上を図る研修です。参加型形式(グループ討議等)も取り入れた内容となっております。 ※H31年1月24～25日開催 会場 飯坂ホテル聚楽	